

学 生 以 上							人 に つ き
------------------	--	--	--	--	--	--	------------------

備考

- 1 「区内チーム」とは、区内に住所を有する者または区内に事務所等を有するチームもしくは区内に住所を有する者を主たる構成員とするチームをいう。
- 2 「区外チーム」とは、区内チーム以外のチームをいう。
- 3 「学校」とは、学校教育法第1条に規定する学校で、区内に所在地を有するものをいう。

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年2月1日から施行する。
- 2 ボルダリング場の使用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明) しながわ中央公園におけるボルダリング場に係る使用料を定める必要がある。